

海外投資方向の更なる誘導・規範化に関する指導意見

アジア調査部中国室研究員

劉家敏

03-3591-1384

jiamin.liu@mizuho-ri.co.jp

【要点】

- 中国国務院弁公庁は、8月18日に国家發展改革委員会・商務部・中国人民銀行・外交部が共同で策定した「海外投資方向の更なる誘導・規範化に関する指導意見」（中国語名「关于进一步引导和规范境外投资方向指导意见」、以下「指導意見」）を発表した。
- 中国企業による非金融類の海外直接投資の実行額は、2016年末までの累計で1兆1,299億元（約1,701億米ドル）に達したが、不動産・ホテル等投機性の強い分野への投資が目立つ。また、海外直接投資を隠れ蓑にした資本逃避も起きている模様だ。こうした状況に歯止めをかけ、自国の発展・利益に資する方向に海外投資を誘導するために発表されたのが、この「指導意見」である。
- 「指導意見」では、中国企業の海外投資を「奨励類」・「制限類」・「禁止類」に分け、類別に応じた管理方針が示された。「奨励類」には、「一帯一路」建設の推進、国際生産能力協力の深化に資する海外投資（「一帯一路」建設および沿線国とのインフラの相互接続、優位性がある生産能力や高品質の設備・技術基準の輸出、ハイテク・先進製造業企業との協力強化や海外での研究開発センターの設立、経済効果を慎重に見極めた上での海外エネルギー・資源の探査・開発、ビジネス・文化・物流関連のサービス業や条件を満たした金融機関による海外拠点の設立等）に結びつく海外投資）、「制限類」には、平和外交の方針・互惠共栄の開放戦略およびマクロコントロール政策に合致していない海外投資（国交がない、戦乱中、中国が締結した二国間・多国間条約・協議の規定に基づき制限が必要な国・地域、不動産・ホテル・娯楽産業等、具体的実業のない株式投資ファンドや投資プラットフォーム、投資相手国の技術基準に不適合な遅れた生産設備を利用したプロジェクト、投資相手国の環境保護・エネルギー消費・安全基準に不適合なプロジェクト、等を対象とした海外投資）、「禁止類」には、国益・国の安全を脅かす海外投資（政府承認を経ない形での軍事工業の核心技術・製品の輸出に係るプロジェクト、輸出禁止の技術・工芸・製品を用いたプロジェクト、賭博・ポルノ産業、中国が締結・参加している国際条約の規定で禁止されているプロジェクト、等を対象とした海外投資）、が指定された。

【構成(概要)】

「海外投資方向の更なる誘導・規範化に関する指導意見」

(国弁発[2017]74号)

成立日：2017年8月4日、発表日：2017年8月18日

1. 指導思想：供給側構造改革に重点を置き、「一帯一路」建設を統率役とし、海外投資体制・メカニズムの改革深化、海外投資方向の更なる誘導・規範化、合理的かつ秩序ある海外投資活動の展開促進、海外投資リスクの防止と対処等を通じて、海外投資の持続的かつ健全な発展を促し、投資相手国との互惠共栄・共同发展を実現する。
2. 基本原則：企業主体の堅持(商業原則・国際慣習に基づく海外投資事業の展開等)、改革深化の堅持(体制・メカニズムの革新、「発展奨励+ネガティブリスト」方式による海外投資の誘導・規範化等)、互惠共栄の堅持(投資相手国の現状やニーズの十分な考慮等)、リスク防止の堅持(法規に基づく海外投資の推進、海外投資に関する事前・事中・事後監督管理の積極的な履行等)。
3. 奨励類：「一帯一路」建設の推進、国際生産能力協力の深化に資する海外投資(「一帯一路」建設および沿線国とのインフラの相互接続、優位性がある生産能力や高品質の設備・技術基準の輸出、ハイテク・先進製造業企業との協力強化や海外での研究開発センターの設立、経済効果を慎重に見極めた上での海外エネルギー・資源の探査・開発、ビジネス・文化・物流関連のサービス業や条件を満たした金融機関による海外拠点の設立等に結びつく海外投資)。
4. 制限類：平和外交の方針・互惠共栄の開放戦略およびマクロコントロール政策に合致していない海外投資(①国交がない、戦乱中、中国が締結した二国間・多国間条約・協議の規定に基づき制限が必要な国・地域、②不動産・ホテル・映画館・娯楽産業・スポーツクラブ等、③具体的実業のない株式投資ファンドや投資プラットフォーム、④投資相手国の技術基準に不適合な遅れた生産設備を利用したプロジェクト、⑤投資相手国の環境保護・エネルギー消費・安全基準に不適合なプロジェクト、等を対象とした海外投資で、①～③は主管部門の審査が必要)。
5. 禁止類：国益・国の安全を脅かす海外投資(政府承認を経ない形での軍事工業の核心技術・製品の輸出に係るプロジェクト、輸出禁止の技術・工芸・製品を用いたプロジェクト、賭博・ポルノ産業、中国が締結・参加している国際条約の規定で禁止されているプロジェクト、等を対象とした海外投資)。
6. 保障措置：類別に応じた指導、管理体制の整備、関連サービスの質的向上、安全保障の強化。

* 中国語全文は、http://www.gov.cn/zhengce/content/2017-08/18/content_5218665.htm
から入手可能(2017年9月15日アクセス)

以 上

●当レポートは情報提供のみを目的として作成されたものであり、商品の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。